

平成 25 年度の不正防止への取り組み

本学では、平成 25 年度に従来の体制を大幅に見直し、以下の不正防止策を策定しました。

1. 規程等の整備
 - ◆ 研究者倫理憲章
 - ◆ 研究者倫理規程(研究者の倫理、研究の不正(捏造・改ざん等)等の防止)
 - ◆ 研究者倫理委員会規程
2. 誓約書の徴取
本学のすべての研究者およびすべての取引業者を対象に、誓約書の提出を義務化
3. 発注・検収室の設置
機器備品及び消耗品の発注・検収を専門に行う部署を設置
4. 全品検収の実施
研究費を対象とするすべての物品について、金額の多寡にかかわらず検収を実施
5. 研究者発注の見直し
研究費について、執行の適正を事務局が事前確認し、執行の適正化を強化するため
 - 公的研究費について、全ての物品は発注前に事務局が予算確認を実施
 - 1 回の発注が 10 万円以上の場合は、事務局が発注
6. 検収方法の見直し
従来より実施されていた物品の全品検収に、以下の要件を追加し体制の強化を実施
 - 納品日当日の検収体制を強化
 - 全数確認の徹底
 - すべての検収物品の撮影
7. 試薬等の取引業者選定
8. 年度末に取引業者との取引金額確認
9. 研究者の理解度確認
科学研究費補助金等の説明会において、アンケート(予算執行・不正防止についての理解度確認)調査を実施
10. 学内研究費の柔軟な執行
学内の研究費の内、消耗品費・機器備品費・修繕費について、柔軟な予算執行を認める
11. 内部監査体制と研究費モニタリングの強化